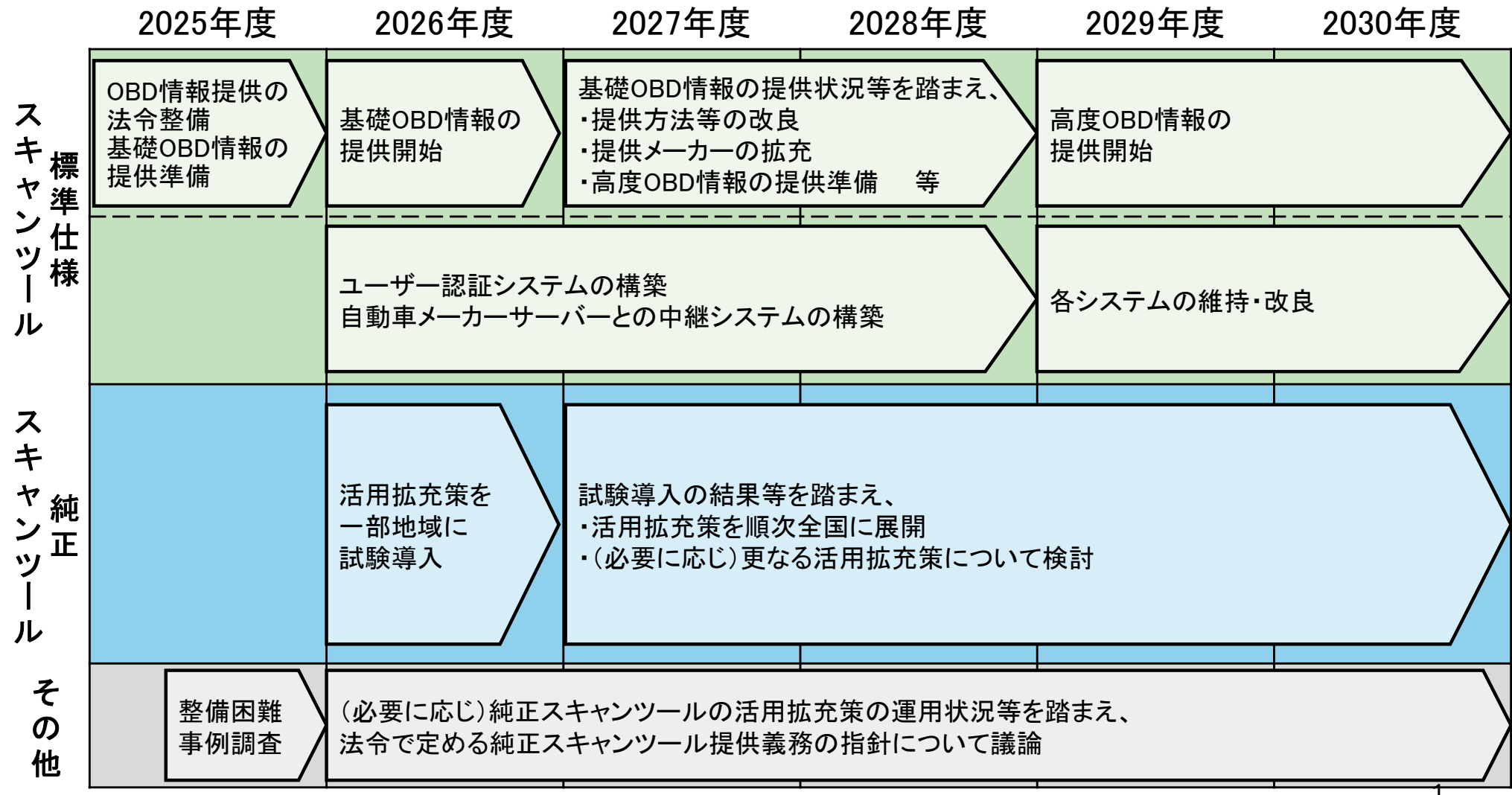


スキャンツールの機能拡充スケジュール(案)

資料4

- 高度なOBD情報(例:エーミングの情報)の開示は、セキュリティ構築を前提として行う必要
 - 第一フェーズ(令和8年度から開始予定):基礎OBD情報のみ取り扱う(ただし、開示レベルは諸外国と同等)
 - 第二フェーズ(早期実現に向け調整中):高度OBD情報まで拡大、ユーザー認証等のセキュリティ構築
- 並行して、純正スキャンツール※の活用拡充策を進める
 - (具体的には、)短期貸出体制の創設又は第三者を経由したサービス提供体制の試験導入、順次拡大



※自動車メーカーがリコール等の一部機能を制限のうえ専業工場等に提供するものを「専用スキャンツール」と称するが、本資料では「純正スキャンツール」と特に区別しない。

OBD情報の取扱いに係る新ルールの規定案(スケジュール変更)

○新スキーム構築のため、必要となる以下規定の策定に向け調整中

- ・（告示）外部故障診断装置の開発に係る情報の取扱い指針
- ・（通達）「外部故障診断装置の開発に係る情報の取扱い指針」の細部取扱い

※ 告示・通達の素案は第30回検討会参考資料2、3を参照。今後の法令審査・パブリックコメント等により変更があり得る。

目的 ※第30回検討会での報告と同じ

自動車メーカーがツールメーカーに提供する標準機開発に必要な技術情報(OBD情報)について、第三者機関が関与すること等によりツールメーカーの負担を軽減し、標準機の抜本的な機能向上と開発促進を図る。

概要 ※第30回検討会での報告と同じ

- 第三者機関が自動車メーカーからOBD情報を一元的に購入
 - ・ 購入するOBD情報の「粒度」「フォーマット」を標準化
 - ・ 合理的な価格での情報入手
 - ・ 第三者機関が契約主体となり、自動車メーカーとの契約に係るツールメーカーの負担を軽減
- 第三者機関からツールメーカーへOBD情報を提供(有償)
 - ・ ツールメーカーの開発計画・状況を一元的に把握
 - ・ 開発状況については整備工場への情報提供も可能に

今後のスケジュール(予定) ※第30回検討会での報告から変更

令和7年12月頃～1月頃 パブリックコメント募集

令和8年2月頃 告示・通達の公布

令和8年4月 告示・通達の施行